

引痘策問十五條

山内 一信¹⁾，不破 洋²⁾¹⁾ 東員病院・認知症疾患医療センター，²⁾ 不破医院

不破為信惟治(杏齋)は父の不破為信則明(廉齋，三島良策)とともに美濃國中島郡不破一色村で多くの華岡流手術を行った。手術に関する内容，件数等については日本医史学雑誌第42巻第1号61-76頁に「不破家華岡流手術記録の検討」として発表した。当時幕末期には種痘法が広まりつつあったと思われ，為信惟治は其の方法を学ぶべく福井藩の笠原良策(白翁)に入門した。そこで接種法を学び，故郷不破一色村一円にて広めたと思われる。ここに紹介する資料「引痘策問十五條」は種痘法の習得にあたり，どこまで理解したかの質問を表したものであると思われる。この資料は不破家に保管されているものであるが，この種の策問は著者の目に触れたことはないのでここに紹介する。

引痘策問十五條

一牛痘種法ノ権輿ハ何国誰氏ノ發明ニ係ル哉又 皇国ニ於テハ何曆ニ在テ傳播スル哉

一牛痘ノ景況如何

一假痘ノ景況如何

一変痘ハ何的ノ物タル哉又其景況如何

一牛痘ヲ施スニ鍼ノ浅深及位置如何

一痘種ノ箇數悉ク感スルアリ或ハ感セサルアリ或ハ再三種テ而后感スルアリ又箇數半ハ感スルアリ又半モ感セサルアリ其故如何

一牛痘ヲ施スニ顆數多ク種ル者アリ又少ク種ル者アリ孰レカ之ヲ可トセン哉

一百日未滿ノ兒ハ多ク種痘セスト云フ是レ何故ゾ

一痘種后第三四日多ク発熱ス第七八日モ亦復発熱ス是レ何ノ理ゾ

一真痘假痘ヲ辨別スル確證如何

一痘種法ハ克ク天行痘ヲ豫防シテ以テ痘種ヲ免ルトス其理如何

一痘種法全ク其効ヲ奏スル者ハ終身再種ヲ要セズ哉否

一痘種ヲ忌ム體質或ハ時期或ハ疾病等アリ哉否

一痘苗ヲ蓄藏スルニ何等ノ器械何等ノ方法ヲ要スル哉

一痘苗ヲ用テ接種スル術如何

右毎條精細ニ其答ヲ記載シ七週間ヲ期シ痘種所ヘ郵致セン事ヲ要ス

附 條

一各氏社ヲ結ヒ引痘法ヲ皇張ス其意如何

一人員ノ多寡土地ノ便宜ニ因テ各所ニ痘種所ヲ設ケ此ニ，有志會同シ以テ施術ス是レ一ハ痘苗ヲ保續シ一ハ施術ヲシテ粗忽ナカラシメン事ヲ欲シテナリ然リト雖トモ社中共和合カスルニ非レハ完全永久ナル事能ハス其施設方法如何

一世間近年ニ迄テハ引痘ノ無比良法ナル事ヲ信スル者蓋シ多シ然レドモ僻遠ノ地方或ハ牛痘ヲ種ル者ハ極楽ニ生シ難シトシ或ハ獸族ニ墜ルトシ或ハ人ノ生死ハ固ヨリ天数アリ強テ之ヲ禦ゲハ却テ他ノ難症ヲ發スト云フ此等ノ妄言妖説ヲ信シ頑然施術ヲ肯セサル者未タ之レナシトス可カラス亦痘種ハ芋芽萌生ノ節ヲ佳トシ其他ノ時季ニ在テハ天然痘流行スト雖ドモ顧サル者モ亦之レアリ設シ如此ノキ輩ニ對セバ何等ノ言語ヲ以テ其ノ惑ヲ辨鮮スキヘ哉

右三條各氏必ス確乎不可拔ノ持論アルヲ知ル然リト雖トモ諺云人心不同各如其面ト是以テ誠ニ高明ノ意見ヲ問フ耳

笠原良策は種痘の有用性に十分気づいており，清から痘苗を取得しようと目論んでいたが，失敗に終わる。1849年京都に師の日野鼎哉を訪れた時，長崎から痘苗がもたらされたことを知った。日野および笠原は10月16日，京(京都新町三条北)に除痘館を開設した。11月1日には大坂から来た，緒方洪庵に分苗した。笠原は接種法を取得し，11月19日，京を出立，11月25日に福井城下に戻り，11月28日市川齋宮娘に接種した。その年には府中に，1850年には北陸地方の金津，三国，本保，鯖江，大野，金沢，大聖寺，富山，敦賀に分苗した。因みに名古屋には柴田方庵が11月22日に伊藤圭介にもたらしている。不破為信が笠原にいつ頃入門したかは不明であるが，笠原が福井に戻ってからで，明治になってからであろう。

明治政府は1870年「種痘方規則」を布告(同年3月に「大学東校種痘館規則」も出されているが，両者の関係は不明)，1874年「種痘規則」を發布，この規則では，種痘は免許医でなければ出来ないこと，種痘医を志す者は師について技術を習得した上，履歴書に師の証明書をつけて地方庁に提出することを定めている。本策問は種痘医になるために要求された知識であったと思われる。